

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F
 TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789
 Email info@yodogawaroukyou.gr.jp
 URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp



当協会の
Facebook を開設
しました！
最新の人事労務
ニュースを配信
しております。



Monthly Hot News

資金移動業者の口座への賃金支払について（2023年4月施行）

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることも踏まえ、今般、使用者が労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができることとされました。

【制度の概要】

- (1) 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について(2)の方法によることができるものとする。
 ※銀行口座への振込、一定の要件を満たす証券総合口座への払込は、引き続き可能。
 ※資金移動業者の口座への賃金支払について、使用者が労働者に強制しないことが前提。
- (2) 次の①～⑦全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動（指定の要件）
 - ① 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。
 - ② 口座残高上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。
 ※口座残高100万円超の場合に、資金を滞留させない体制整備が資金決済法に基づき資金移動業者に求められていることや、①の資金保全スキームにおいて、速やかに労働者に保証できる額は最大100万円と想定していることを踏まえ、破綻時にも口座残高が全額保証されることを担保するための要件。
 - ③ 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
 - ④ 最後に口座残高が変動した日から少なくとも10年は口座残高が有効であること。
 - ⑤ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。
 - ⑥ 賃金支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
 - ⑦ ①～⑥のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

◆よくある質問と回答（一部抜粋）

質問	回答
賃金のデジタル払いは必ず実施しなければならないのでしょうか。引き続き、銀行口座等で受け取ることはできないのでしょうか。	賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。労働者が希望しない場合は賃金のデジタル払いを選択する必要はなく、これまでどおり銀行口座等で賃金を受け取ることができます。また、使用者は希望しない労働者に強制してはいけません。賃金の一部を資金移動業者口座で受け取り、残りを銀行口座等で受け取ることも可能です。
賃金のデジタル払いを選択した場合、ポイントや仮想通貨などで賃金が支払われることがありうるのでしょうか。	現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払は認められません。

<p>賃金のデジタル払いを開始するために、事業場で必要な手続きを教えてください。</p>	<p>事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、ない場合は労働者の過半数を代表する者と、賃金デジタル払いの対象となる労働者の範囲や取扱指定資金移動業者の範囲等を記載した労使協定を締結する必要があります。</p> <p>その上で、賃金のデジタル払いを希望する個々の労働者は、留意事項等の説明を受け、制度を理解した上で、同意書に賃金のデジタル払いで受け取る賃金額や、資金移動業者口座番号、代替口座情報等を記載して、使用者に提出することが必要になります。</p>
<p>賃金のデジタル払いを選択するために留意すべき事項をわかりやすく教えてください。</p>	<p>労働者は、資金移動業者口座は「預金」をするためではなく、支払や送金に用いるためであることを理解の上、支払等に使う見込みの額を受け取るようにしてください。その他の留意事項は、同意書(※)の裏面に記載されています。</p> <p>使用者は、労働者に対して賃金のデジタル払いを賃金受取方法として提示する際は、銀行口座か証券総合口座を選択肢としてあわせて提示しなければいけません。また、労働者に対して、同意書(※)の裏面に記載された留意事項を説明してください。</p>
<p>万が一、指定資金移動業者が破綻した場合、アカウント残高は消えてしまうのでしょうか。</p>	<p>厚生労働大臣の指定する資金移動業者が破綻した場合には、賃金受取に用いる口座の残高が保証機関から速やかに弁済されます。</p> <p>具体的な弁済方法は、資金移動業者ごとに異なりますので、賃金のデジタル払いを選択する際にご確認ください。</p>

(※)同意書様式例は、以下に記載の URL よりご確認ください。今後リーフレット等も掲載される予定です。

■資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyou/03_00028.html

2023年1月から、協会けんぽの各種申請書の様式が変わります

より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金を支給すること等を目的として、各種申請書（届出書）の様式が変更されます。

◆様式変更する主な申請書(届出書)とQ&A

健康保険給付関係
傷病手当金支給申請書
療養費支給申請書（立替払等）
療養費支給申請書（治療用装具）
限度額適用認定申請書
限度額適用・標準負担額減額認定申請書
高額療養費支給申請書
出産手当金支給申請書
出産育児一時金支給申請書
出産育児一時金内払金支払依頼書
埋葬料（費）支給申請書
特定疾病療養受療証交付申請書

任意継続関係
任意継続被保険者資格取得届出書
任意継続被保険者被扶養者（異動）届
任意継続被保険者資格喪失届出書
任意継続被保険者 氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届
被保険者証等再交付関係
被保険者証再交付申請書
高齢受給者証再交付申請書

Q1：新様式の申請書（届出書）はどこで入手出来ますか。

A1：協会けんぽホームページよりダウンロードできます。
 なお、協会けんぽ都道府県支部へ郵送を依頼することでも入手できます。

Q2：現在使用している申請書（届出書）は2023年1月以降も使用できますか。

A2：使用できますが、2023年1月以降に現在使用している申請書（届出書）で申請した場合、新様式で申請（届出）した場合に比べて、事務処理等に時間を要することがあります。

労務協会よりお知らせ

◆年末年始のお休みについて

勝手ながら、12月29日（木）～1月4日（水）まで、当協会は業務をお休みさせていただきます。新年1月5日（木）より通常どおりの業務になりますので、宜しくお願い致します。